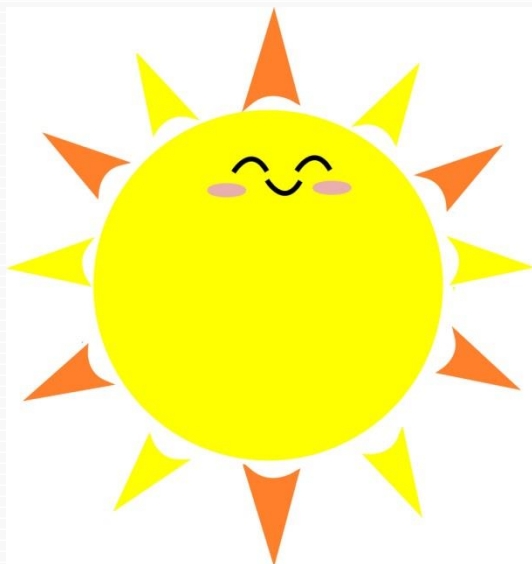


障害者虐待防止法等について

障害者・障害児を虐待から**守りましょう！**



福祉局 監査指導部

1. 障害者虐待防止法等について
2. 神戸市障害者虐待防止センターについて
3. 虐待対応の流れ
4. 虐待を防ぐために

1. 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法成立までの経緯

平成12年

「児童虐待の防止等に関する法律」

平成13年

「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律」（DV防止法）

平成17年11月

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成23年6月

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者虐待に関する主な事件

◆「水戸アカス紙器事件」（平成7年発覚） 【使用者による虐待】

茨城・水戸市内の段ボール工場で働いていた人たちが、工場内あるいは社員寮で、同社の社長から殴る蹴るの身体的虐待、強姦や強制わいせつなどの性的虐待を受けていた。

◆カリタスの家事件（平成16年発覚） 【施設内虐待】

福岡県にある知的障害者更生施設で、職員により、袋に入れてたたき、とうがらしを目にすり込む、熱湯を口に流し込むなどの様々な虐待が行われた。

◆千葉県立の障害者支援施設での死亡事故（平成25年11月） 【施設内虐待】

施設の利用者が職員の暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡する事件があった。これを受け、県が調査を行った結果、15人の職員が23人の利用者に対して虐待を行っていたことが判明した。

◆三田市の檻監禁事件（平成30年） 【養護者虐待】

知的障害のある長男を25年以上にわたって檻に監禁してきた父親が逮捕された事件。保護された長男は片目を失明、もう一方の目もほとんど見えない状態だった。

◆神戸市北区の放課後等デイサービス施設での暴行（令和2年） 【施設内虐待】

令和2年9月7日、放課後等デイサービス事業所の管理者および従業員が、利用者の頬を叩くなどの暴行容疑で逮捕。暴行罪に問われた施設長は、懲役1年、執行猶予3年（求刑懲役1年）判決

なぜ障害者虐待が発覚しにくかったのか

(なぜここまで大きな事件となってしまったのか)

○ 地域とのかかわりが少ない

⇒ 虐待されてても気づかない

○ 生活するのにサポートが必要

⇒ しつけ、指導の名目で虐待

⇒ 年金、賃金を搾取

○ 施設や就労先に閉じ込められていた

⇒ 虐待行為の日常化・重症化、
本人たちのあきらめ

児童虐待防止法とは

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日)施行

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

虐待した者を罰することが目的ではない

対象となる障害児と虐待の定義

(児童虐待の定義)

第2条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

障害児虐待の禁止

児童虐待防止法

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準

(虐待等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に
対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる
行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為
をさせてはならない。

障害者虐待防止法とは

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成24年10月1日施行)

第1条（目的）

障害者に対して、障害者の尊厳を害する虐待を防止等に関する国等の責務、虐待を受けた障害者の保護、自立の支援、さらに養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利利益を擁護する。

虐待した者を罰することが目的ではない

対象となる障害者は？

第2条第1項（定義）

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- その他、心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

※障害者手帳の取得の有無は問わない

3種類の障害者虐待(第2条第2項)

養護者による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
(障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を含む。)

使用者による障害者虐待

ほかに、第29条(学校)、30条(保育所等)、31条(医療機関等)で、管理者に対する虐待防止の義務あり

これ以外のものは障害者虐待ではない?

⇒第3条「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」

こんなことが虐待になります！

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、正当な理由なく身体を拘束することなど

性的虐待

無理やり（また同意とみせかけ）わいせつなことをしたり、させたりするなど

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、わざと無視するなど、著しい精神的苦痛を与えるなど

放棄・放任 (ネグレクト)

食事や水を十分に与えないことにより障害者を衰弱させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせないことなど

経済的虐待

年金や賃金などを渡さないこと 本人の同意なしに財産を処分するなど

【障害者・児童虐待を発見したら：通報義務※】

養護者による児童虐待に係る通報等（児童虐待防止法第6条）

養護者による児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村に通報しなければならない

養護者による障害者虐待に係る通報等（障害者虐待防止法第7条）

養護者による障害者虐待（18歳未満を除く）を受けたと思われる障害者を発見した者は、・・・市町村に通報しなければならない

施設従事者等による障害者虐待（18歳未満を含む）に係る通報等

（同法第16条）・・・市町村に通報しなければならない

使用者による障害者虐待（18歳未満を含む）に係る通報等

（同法第22条）・・・市町村又は都道府県に通報しなければならない

※虐待かどうか疑わしい段階でも通報を！

【通報者は守られる】

通報したことがバレたらどうしよう？

間違っていたらどうしよう？

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報することを妨げるものと解釈してはならない。

（障害者虐待防止法第7条/児童虐待防止法第6条）

- 市町村職員の守秘義務（同法第8条/同法第7条）
- 通報者に対する解雇、不利益な扱いの禁止（同法第16条、22条/一）

※ただし、虚偽、過失によるものを除く

虐待の通報先

●養護者による障害児〔18歳未満〕への虐待

神戸市こども家庭センター

電話 (078)382-2525 [平日8時45分から17時30分まで]

児童相談所虐待対応ダイヤル[189 (いち・はやく)]全国共通・無料

●上記以外の障害者・障害児への虐待

- ・ 養護者による障害者〔18歳以上〕への虐待
- ・ 障害者支援施設等の従事者による障害者・障害児への虐待
- ・ 使用者による障害者・障害児への虐待

神戸市障害者虐待防止センター

電話 (078)731-0101 [24時間365日]

2. 神戸市障害者虐待防止センターについて

障害者虐待防止法によって、障害者虐待の通報窓口である障害者虐待防止センターが各自治体に設置された。

(第32条)

- 通報、届出の受理
- 障害者及び養護者に対する相談、指導、助言
- 広報、啓発活動

神戸市では

民間事業者に委託（第33条）。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など専門の資格を持った職員が、24時間365日、電話等にて障害者虐待に関する上記の業務にあたっている。

(電話 078-731-0101)

障害者虐待防止センターに入った情報は

すべて、まず障害者支援課（虐待担当）に情報が入り、情報内容や緊急度を精査した上で

養護者による虐待は



各区役所あんしんすこやか係

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所での虐待



市監査指導部

使用者による虐待



市障害者支援課（事業推進係）
県障害者権利擁護センター

その他の虐待についても、関係部署につなぐ。

障害者虐待防止センターの相談内容から

- 認知症で高齢の父親からひどく怒られる。暴力を振るわれ恐ろしい。
- 母親から嫌われている、無視されている。
- 親が年金を管理して、自由に使えるお金がない
- 父親に援助してもらいたいのに、電話を着信拒否される
- 病院が1週間に1回しか診てくれない。必要な薬をもらえない
- 周りの住民から無視をされる。
- 障害者とわかっていながら、自治会の役員やごみ当番をさせられる
- 施設の他の指導員の指導方法について虐待にあたらぬかの相談
- 施設の指導員から、自分の指導方法についての相談
- アパートに同居する人や隣人に金銭管理をされている
- 通所施設職員から、利用者が義父から暴力を受けているとの通報 など

神戸市における障害者虐待の状況

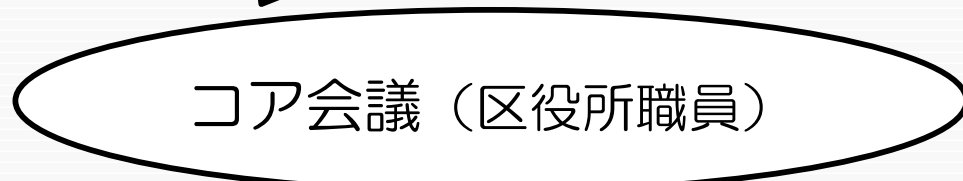
		養護者	障害者福祉 施設従事者	使用者	合計
平成28年度	通報件数	35	35	9	79
	(うち虐待ありと 判断した件数)	1	3	0	4
平成29年度	通報件数	21	19	4	44
	(うち虐待ありと 判断した件数)	2	6	0	8
平成30年度	通報件数	39	31	8	78
	(うち虐待ありと 判断した件数)	17	9	1	27

※障害者虐待でないと明確に判断される場合を除いて都道府県へ通知した件数

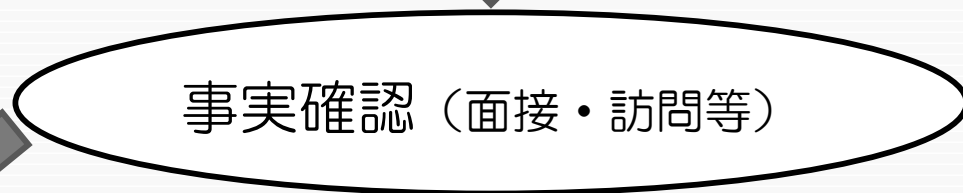
3. 虐待対応の流れ

虐待の疑いがある
場合（養護者）

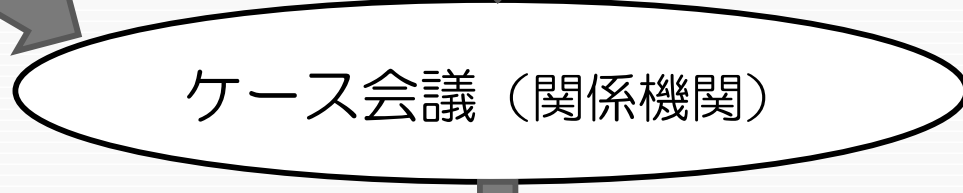
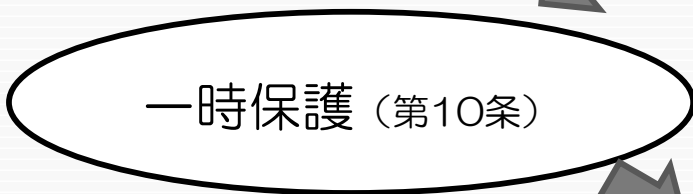
虐待防止センターに入っ
た通報等は、障害者支援
課を通じ、区役所健康福
祉課へ



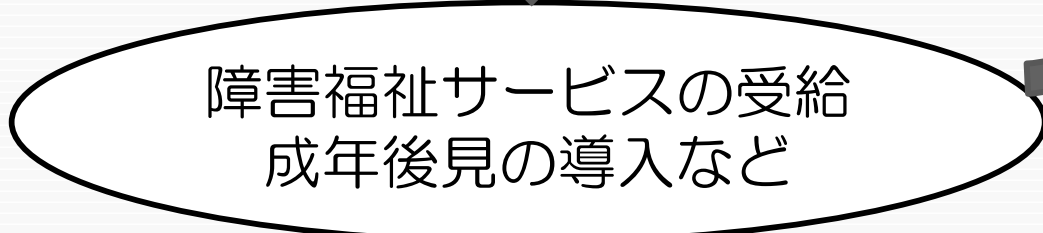
対応方針の検討



生命・身体に重大な
危険ありの場合



改善が見られない場
合は再度検討



施設従事者等が家庭での虐待に気づくために

○利用者の様子に注意しましょう

情緒が不安定、不意に泣き出す 表情が暗い
事業所から家に帰るのを嫌がる など

○やせてきた、体に傷やあざがある など

※可能であれば本人の同意を得て写真などの記録も残しておきましょう。

○家族等介護者の様子に注意しましょう

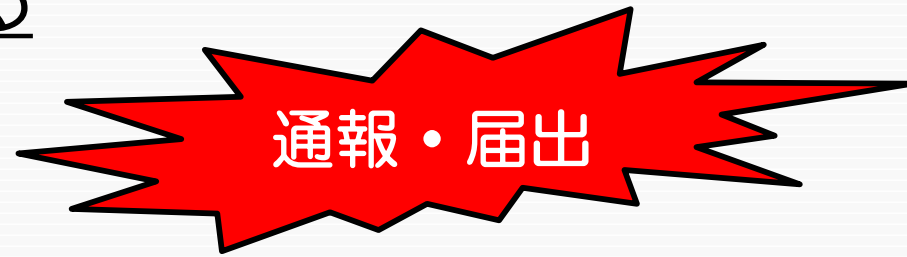
介護者がずっと付き添う

障害者が施設従事者と話をしないようする など

【虐待ありの事例から～施設従事者等】

- ほおを平手打ちした。
- 口に食べ物を無理やり押し込んだ。
- おなかを殴る、こかす、意図的にパニックにさせた。
- 足を持って引きずった。
- 支援員が異性の利用者をひざのうえに乗せていた。
- 屋外での作業中にトイレに行かせない。
- 暴れる利用者の頭を叩いて静止する。（親から了解を得ていると言いつつ）

虐待の疑いがある
場合（施設）



コア会議（監査指導部）

障害者への聞き取り

関係職員への聞き取り

対応方針決定

施設への指導等

兵庫県へ報告

兵庫県は虐待の状況を年に1度HPで公表

虐待ありと判断すれば、施設の名称、住所、虐待の内容について報告

4. 虐待を防ぐために

振り返ってみましょう

支援者として、障害者を虐待から守る側であるべき立場ですが、施設従事者等として虐待をする側になる場合があります。

- 利用者との会話は適切ですか？
- 日ごろから「暴力」を過少評価していませんか？
- 自分の行う支援やケアに不安はないですか？
- 日ごろの対応が、不適切なケアや支援になっていませんか？

施設従事者等による虐待がなぜ起きるのか？防ぐためには…

- 就業経験の少ない職員は、日々の支援の中で疲弊している ⇒ 先輩、上司のサポートが重要
- 障害者と1対1になるなど、周囲の目が行き届かない ⇒ 複数対応、相互チェックの体制をとる
- 障害特性への理解不足、支援に対する技術、ノウハウの不足 ⇒ 自己研鑽、外部研修への参加により知識の習得を
- 職場で同僚、上司など十分話せる 相談できる体制になっていない ⇒ 風通しのよい職場づくり、職員の相談体制の充実を

最後に

- ◆障害者虐待に関する相談が増えています。これは一つの理由として、虐待防止法の施行により、家族、近隣住民、施設従事者等が障害者虐待について関心を持つようになったことが考えられます。
- ◆施設等の従事者の方は、もし施設内や支援の現場で虐待を発見した場合は、決して目をつぶらず、勇気をもって上司に相談する、もしくは虐待防止センターへご相談ください。
- ◆利用者の家庭内での虐待が疑われる場合も同様です。
- ◆すみやかな対応が、虐待を防ぎ、また虐待の未然防止につながるということを職員の皆さんに理解願いたいです。

ご清聴ありがとうございました。